



「徳島県生活環境保全条例の一部改正（骨子案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、「徳島県生活環境保全条例」において、生活環境の保全及び災害発生を防止するため、土砂等の埋立て等について規制を行っています。

このたび、当該条例の規制内容について、「宅地造成及び特定盛土等規制法」と一部重複する部分を整理するため、所要の改正を検討しています。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和6年12月20日（金）～ 令和7年1月8日（水）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月28日から翌年の1月5日までを除く））



課あて

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 生活環境部 環境管理課 土砂・環境影響担当

電話：088-621-2294 FAX：088-621-2847

メールアドレス：kankyoukanrika@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広報・広聴担当

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行
（パブリックコメント）



Q1 「徳島県生活環境保全条例」ってどんな条例？

現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に、公害の防止のための規制並びに日常生活及び事業活動における生活環境への負荷の低減を図るための措置について、必要な事項を定めています。



Q2 なぜ条例を改正するのですか？

本県では、「徳島県生活環境保全条例」において、生活環境の保全及び災害発生を防止するため、土砂等の埋立て等について規制を行っています。

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、新たに危険な盛土等を全国一律で規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月に施行されました。

これを受け、当該条例の規制内容について、盛土規制法と一部重複する部分を整理するため、所要の改正を検討しています。



Q3 どんな意見を出せばいいのですか？

別添一部改正（骨子案）の概要をご一読いただき、今回の改正を予定している事項について、修正や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。



Q4 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、条例改正にあたり検討させていただき、可能なものについては改正に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。